

令和4年度7月定例委員会

○ 日時：令和4年7月21日(金) 9:00～(議事)

○ 場所：地域活力センター 2F大ホール

出席：農業委員 中平紀善会長・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・白石さかえ
推進委員 中平勝也・高橋正知・岡林勝・高橋亀一郎・川上厚志
事務局 大川事務局長・川村幸司・宮岡慎太郎・中平知砂

事務局

皆さん、おはようございます。
お揃いになりましたので7月の定例会を開催したいと思います。
会長、宜しくお願いします。

中平会長

皆さん、おはようございます。
連日、厳しい暑さが続いておりますけれども委員の皆さま方にはご多用のところご出席をしていただきまして定例会が開催されることを厚く御礼申し上げます。
本日の定例会後に担い手協議会を予定されておりますので、どうか宜しくお願いを申し上げまして開会とさせていただきます。
宜しくお願いします。
本日の議事録署名員は谷川委員と白石委員にお願いしたいと思います。
宜しくお願いします。
それでは、第1号議案農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請書

譲渡人：
譲受人：
対象地：
地目：
面積：
契約内容：生前贈与
譲渡人面積：

生前贈与での所有権移転になりますが、説明の前に譲受人の息子さんの所有している農地の件で少し補足説明させていただきます。

3条申請は耕作をすることが前提で申請をしますが、所有されている農地が非耕作いわゆる耕作をしていない農地を所有されてる方が、新たに耕作しますと申請を出すことについての疑義が生じることとなります。

耕作していない人が耕作をする申請をすることに対して許可を出すのかという部分の問題です。

今回、譲受人が●●に所有されている農地が現状ほぼ農地でない状況である事が発覚しまして、そういった方に3条の許可を出すのかという問題なんですが、どういう条件のもと農地を所有されたのかという申請が平成21年3月ですが原因が昭和60年2月に時効取得という形で所有されております。

農業委員会には許可を求めてない案件でした。

昭和60年と言うのは譲受人の息子さんが当時8歳の頃に時効取得をした形になりますので、その時から●●の農地については耕作されてなかった事実があります。

当時8歳の時に時効取得された農地について、耕作を継続できるのかという事を考えた時に非耕作の農地は所有してありますが、実際に耕作ができるのかというのはまず無理だという事です。

今回、申請にあたっては司法書士の方が関わってはいますが今後、●●の農地についてどのような処理されるのかと確認したところ、すでに山林化や原野化をしているので非農地証明願を提出する予定があると伺っています。

現状、農地を所有されていますが耕作をしていない事実がありますので非農地状態の農地を所有されていることなので、非農地証明願の提出をするという事を前提に今回申請のあった3条については、判断していったらいいのかなと事務局の方では考えています。

このような案件があった事を踏まえた上で、皆さんに審議をお願いしたいと思います。

申請書にもありますように、生前贈与で3条申請と第2号議案にもあります非農地証明願が提出されて実際に耕作がされている現地については、岡林委員と確認させていただいております。

耕作の形態につきましては、ご両親が継続的に農地の耕作をしていきたい意志がありますので、所有権移転後も一緒に耕作されると伺っております。

場所につきましては議案書35ページから公図をつけております。

(場所、位置を航空写真にて説明)

調査票の方で中山間直接支払交付金の対象水田農地があります。

耕作継続意思があるという事で対象者の氏名は変更にはなりますが、引続き中山間の対象農地とします。

合計面積も下限面積を超えていますので、問題ないと思います。

	<p>現地確認は岡林委員に立会していただきました。 岡林委員、何かご意見ありましたら宜しくお願いします。</p>
岡林委員	<p>特にありません。宜しくお願いします。</p>
中平会長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。 特に岡林委員の方から何もないという事ですが、皆さんの方で何かお気づきの点がありましたら。 この方、会社員という事ですが農業は継続できますか。</p>
事務局	<p>息子さんは週末だけですけれども、ご両親が元気なうちは継続的に耕作していかれると伺っておりますので、そこは問題ないと判断しております。</p>
中平会長	<p>他に何かありませんか。 よろしいですか。 はい、ないようでしたら農地法第3条の規定によります許可申請につきましてご承認いただきます方の挙手をお願い致します。</p>
	<p>農業委員、挙手全員</p>
中平会長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、続きまして第2号議案非農地証明願につきまして、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第2号議案、非農地証明願</p> <p>願 人： 申請地： 地目： 面積： 理 由：</p> <p>今回、生前贈与の相談の中で農地が非農地状態になっているのではないかという案件がありまして、願人の方、司法書士と話をしましてこの5件につきましては非農地証明が妥当ではないかという結果になりました。 (議案書68ページより申請地の説明) いずれも20年以上経ってる可能性が充分にあります。 実際に平成10年より農地として利用されていないのが現状ですので、20年以上の人口構造物の事も踏まえて判断をさせていただきました。 現地確認の立会は谷川委員、岡林委員にお願いしました。 谷川委員、岡林委員何かご意見ありましたら宜しくお願いします。</p>
谷川委員	<p>特にありません。</p>

岡林委員	特にありません。
中平会長	第2号議案につきましての説明が終わりました。 皆さんの方で何かご意見ありましたら。 この件は、非農地にして譲渡をする予定ですか。
事務局	今回、3条で名義の変更をせずに、非農地証明願で一般的な地目に変更した後 に名義変更されると伺っております。
中平会長	はい、分かりました。 何かありませんか。 ないようでしたら、第2号議案非農地証明願につきまして、ご承認いただきま す方の挙手をお願いいたします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	はい、ありがとうございます。 それでは第3号議案、高知県指導農業士認定候補者推薦承諾書につきまして事 務局の説明をお願いします。
事務局	はい、説明させていただきます。 今回、指導農業士に●●を推薦したいと考えております。 これにあたり、農業委員さん、担い手協議会のメンバーで承諾をして推薦書を 提出したいと考えています。 そのうえで農業委員会の承認もいただく必要性があります。 ●●の推薦にあたっては、県の須崎農業振興センターとJAさん、梶原町役場産 業振興課農政係と協議の結果、現在町内では指導農業士が高橋亀一郎さん1人 となっている事もあり、品目別にできるだけ指導農業士を構えて転入者や、後 継者の方々、品目転換をする方々にとって指導していただける方を増やすこと が地域の農業の発展に繋がるのではないかと考えております。 また、●●が●●から●●に転換することになり●●に指導を受けることにな っております。 ●●なので新規就農ではIターン、Uターンの方はすぐに取り組めるわけでは ないですが優良品目でありますので、●●を推薦したいと考えています。 候補者調査につきましては、●●の●●や現在では●●と歴任されております し、有機栽培も●●の時代から継続的にされている状態です。 収入の方も安定しておりますのし、地域でも●●をされておりますし人柄的に も問題ないと判断しております。 収益計算でもわかりますように赤字経営ではない状況を継続されていると判断 しております。 事務局の説明は以上です。
中平会長	説明が終わりましたが、皆さんの方で何かありましたら。

事務局	<p>補足ですが、指導農業士とは県知事からの認定をいただくようになっております。</p> <p>地域に指導農業士がいる事で、支援的な部分が受けれるという事もありますし、技術の継承というところもあります。1名だけだと品目の種類の事もありますし、●●の指導士はいらっしゃらないので推薦に至ったという経緯はありません。</p>
中平会長	<p>はい、何かご意見はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ないようでしたら、第3号議案の高知県指導農業士認定候補者推薦承諾書につきまして農業委員会としてのご承認いただきます方の挙手をお願いします。</p>
	農業委員、挙手全員
中平会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、本日ご提案させていただきました議案につきましては全て終了いたしました。</p> <p>来月の予定を決めておきたいと思います。</p>
事務局	第4金曜日は8月26日になります。
	<p>8月26日になりますが皆さん、よろしいですか。</p> <p>それでは、予定をしておいて下さい。</p> <p>時間は9時からでいいですね。</p>
事務局	はい、いいです。
	<p>次回の定例会は8月26日金曜日9時からで宜しく申し上げます。</p> <p>はい、それでは10時から担い手協議会を予定しておりますので、農業委員会はこれで終了させていただきます。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
	議事録者名